

岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、会社経営者等）による

無料労働相談会

ご存知ですか？労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

- 労働委員会は、労働者と使用者間のトラブルの解決を支援する専門的で中立公正な県の行政機関です。相談の**秘密は厳守**します。
- 労働委員会の委員は、労働問題に詳しく、豊富な知識と経験があります。当日は、**公益委員**（弁護士、社会保険労務士、大学教授）、**労働者委員**（労働団体役員など）、**使用者委員**（会社経営者など）から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

労働者・経営者
いずれも
どうぞ！



10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です！

「個別労働関係紛争処理制度」とは…

労働者と使用者の間のトラブルについて、労働委員会の委員が「あっせん員」となって、解決に向けた話し合いのお手伝いをする制度です。

労使トラブルの未然防止・解決を図るため、10月から11月にかけて相談会を実施します。
この機会に是非ご活用ください。

令和8年10月～11月 相談会

日時		開催地・会場（予定）		予約締切（要予約）
10月19日（月）	13：00～15：00	盛岡市	岩手県労働委員会	・10月16日（金）正午
10月24日（土）	10：00～15：00	盛岡市	キオクシアアイーナ	・10月22日（木）17時
11月8日（日）	13：00～16：00	一関市	一関市民センター（予定）	・11月5日（木）17時
11月25日（水）	15：00～17：00	盛岡市	岩手県労働委員会	・11月24日（火）正午

○相談会は予約が必要（先着順）です。
事前予約がある場合のみ開催します。

○10月24日（土）は岩手労働局等との合同労働相談会となります。事前予約の有無に関わらず開催します。

お問合せ先 岩手県労働委員会事務局

☎ 0120-610-797

（平日9時から17時まで）

盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

事務局では、相談会の開催日以外にも電話やメールで職員が相談をお受けしております。
お気軽に御相談ください。

労働相談なんでもダイヤル



0120-610-797

（平日9時から17時まで）



岩手県労働委員会

検索

詳しくは県ホームページへ

1 労働相談への対応

出前無料労働相談会では、労働問題に詳しく、**豊富な知識と経験**を持つ労働委員会の委員が相談に応じます。

- **公益委員**（弁護士、社会保険労務士、大学教授）
- **労働者委員**（労働団体役員など）
- **使用者委員**（会社経営者など）

当日は各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

■ 主な相談事例

（労働者から）

突然の解雇、雇止め、配転命令、給与カット、サービス残業、賃金未払い、嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

（経営者から）

退職する社員から金銭を要求された、労働条件の話し合いが進まない、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決（あっせん）

■ 「あっせん」とは？

○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、**あっせん員**となって労使双方の主張をお伺いします。

その上で、専門的な助言を行う等、**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な場合などに御利用ください。

もちろん、経営者の方も利用できます。

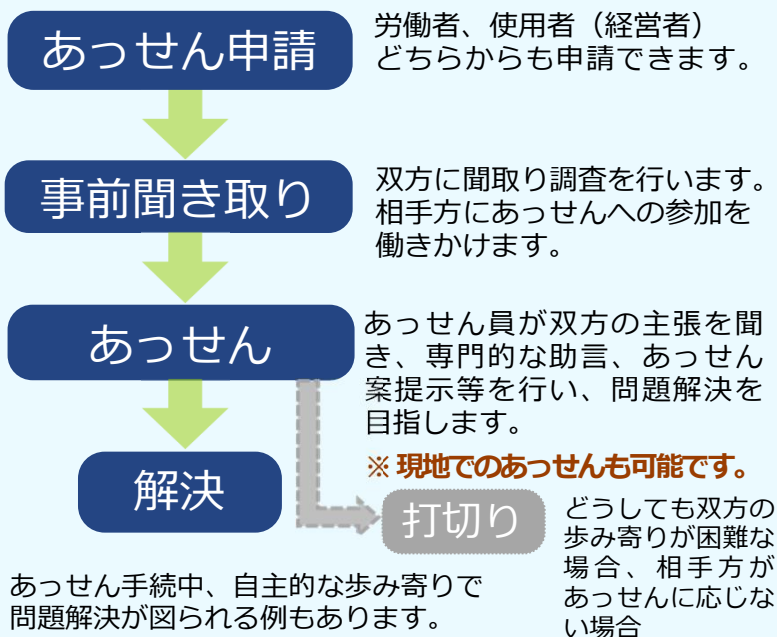
※公務員の方は一部を除き御利用できません。（詳しくはお問合せ下さい。）

○ あっせん制度を利用するには

労働委員会へ申請書の提出が必要です。

申請書の記載、あっせん制度の利用については、お気軽に労働委員会事務局に御相談ください。

■ 【参考】 あっせん手続の流れ



【申請書について】

労働委員会事務局にあります。県のホームページからダウンロードもできます。



岩手県労働委員会HP

まずはご相談を！

賃金未払

雇止め

解雇

パワハラ



【お問合せ】 岩手県労働委員会事務局 審査調整担当
〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階
電話019-629-6276、6277（直通）